

施策分析シート（令和7年度）

No1

施策名	小児医療の充実	施策No	03-06	部課名	健康部生活衛生課
				課長名	田久保 内線 437
関連部課名	健康部健康推進課、保健予防課				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市		
	政策	03	子育てしやすいまちの形成		

目的	小児初期救急医療体制を確保し、病状が急変しやすい子どもの医療の充実を図る。 医療支援が必要な児童に対する医療費の給付等により、家庭の負担軽減を図るとともに、児童の健全育成・自立の促進を図る。				
----	--	--	--	--	--

指	幸福実感指標名		指標の推移			指標に関する質問文		
			4年度	5年度	6年度			
	①	子育て・教育環境の充実	3.54	3.55	3.55	お住まいの地域における子育て・教育に関する事業・サービス・施設などが充実していると思いますか？		
	②							
	③							
標	施策の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	平日準夜間小児初期救急医療受診者数（人）	3.2	4.5	3.4	4.0	—	1日あたりの平均受診者数
	②	小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数（人）	108	129	100	112	—	7年度見込みは4～6年度の平均
	③							
	④							
	⑤							

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	行政収入	勘定科目		5年度	6年度	差額
	給与関係費		9,026	9,777	751		地方税等		0	0	0
	物件費		25,254	25,108	▲ 146		国庫支出金		25,053	40,219	15,166
	維持補修費		0	0	0		都支支出金		5,478	13,213	7,735
	扶助費		51,607	71,577	19,970		分担金及び負担金		4,684	3,081	▲ 1,603
	補助費等		387	2,124	1,737		使用料及び手数料		0	0	0
	減価償却費		0	0	0		その他		0	113	113
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0		行政収入合計(a)		35,215	56,626	21,411
	賞与・退職給与引当金繰入額		610	636	26		行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 51,669	▲ 52,596	▲ 927
	その他行政費用		0	0	0		金融収支差額(d)		0	0	0
	行政費用合計(b)		86,884	109,222	22,338		通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 51,669	▲ 52,596	▲ 927
	特別費用(g)		0	0	0		特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0		当期収支差額(e)+(h)		▲ 51,669	▲ 52,596	▲ 927
貸借対照表	勘定科目		5年度	6年度	差額	流動負債	勘定科目		5年度	6年度	差額
	収入未済		0	0	0		還付未済金		0	0	0
	不納欠損引当金		0	0	0		特別区債		0	0	0
	その他の流動資産		0	0	0		賞与引当金		420	472	52
	有形固定資産		0	0	0		その他の流動負債		0	0	0
	土地		0	0	0		固定負債		3,251	3,727	476
	建物		0	0	0		特別区債		0	0	0
	建物減価償却累計額		0	0	0		退職給与引当金		3,251	3,727	476
	工作物等		0	0	0		その他の固定負債		0	0	0
	工作物等減価償却累計額		0	0	0		負債の部合計		3,671	4,199	528
	無形固定資産		0	0	0		正味財産		▲ 3,671	▲ 4,199	▲ 528
	建設仮勘定		0	0	0		正味財産の部合計		▲ 3,671	▲ 4,199	▲ 528
	その他の固定資産		0	0	0		負債及び正味財産の部合計		0	0	0
	資産の部合計		0	0	0						

財務諸表に関する特徴的事項等

○行政費用として扶助費や物件費の割合が高くなっており、扶助費は主に小児慢性特定疾病医療費助成の医療給付が占めており、物件費は主に準夜間小児初期救急医療事業の委託料が占めている。
○扶助費、国庫支出金及び都支出金の増は未熟児養育医療給付の増に伴うものである。
○行政収入のその他は診療報酬の返還金である。

施策の現状・課題・今後の方向性

現状	○平日（月～金）の19時～22時まで（準夜間の3時間）、荒川区医師会館内にて小児科専門医による診療を実施し、病院等が休診の際にも、すぐに対応できる体制を整えている。 ○令和2年7月の区立児童相談所設置に伴い、小児慢性特定疾病対策事業が都から区に移管されている。 ○小児慢性特定疾病にかかっている児童に対し、医療給付及び日常生活用具給付を行っているほか、保健師による面談や、東京都の交流会を活用した自立支援等を行っている。 ○低体重等で産まれた未熟児に対し、必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて未熟児の保護者に対する訪問指導を行うことで、未熟児の健全な養育に努めている。 ○育成医療給付については、都区制度改革により平成12年度に都から区に移管され、申請に対する審査・認定、受給者証の交付、医療の給付等の事務を区が行うようになった。
課題	○小児救急医療体制の整備により、より速やかに適切な医療へつなげる医療体制を確保し、安心して子育てができる環境づくりを推進する必要がある。 ○小児慢性特定疾病医療費助成の受給者は、20歳を迎えたときに難病制度に移行するため、円滑に制度移行できるよう支援していく必要がある。 ○未熟児の健全な育成のため、医療給付を行うだけでなく、適切な支援につなげていく必要がある。 ○令和5年度より、18歳までの子どもを対象に、医療保険適用の自己負担分を助成する「乳幼児・子ども・高校生等医療費助成」が開始されたことにより、育成医療利用者は減少している。
今後の方向性	○より速やかに適切な医療へつなげる小児初期救急医療体制を確立するため、利用者の意見を把握し、医師会等の関係機関と協議していく。 ○初期救急医療としての機能を分担し、二次・三次救急病院が本来の機能を果たせるよう、保護者や区民に対する広報を行う。 ○難病制度の所管である障害者福祉課への案内を丁寧に行い、事務手続きが円滑に行えるよう配慮していく。 ○未熟児養育医療の給付申請の際に、できるだけ状況の聞き取りを行い、保健師や関係機関の支援等につなげることで、児童の健全な育成や自立の促進を図っていく。 ○育成医療給付は、身体に障がいのある子どもの自立支援を目的とする法定の事業であるため、継続して実施する。

施策の分類		分類についての説明・意見等
7年度	8年度	
推進	推進	次世代を担う子どもの疾病に対応し、健全育成を図るため、医療体制の充実及び医療費等の給付は重要な施策である。制度の広報に努めるとともに、保護者が利用しやすい環境を整える必要がある。

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業 No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		5年度	6年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
準夜間小児初期救急医療事業費	09-01-05	25,378	25,323	24,866	24,866	推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として推進する。
小児慢性特定疾病医療費助成	09-02-24	43,687	44,929	39,128	39,435	継続	継続	令和2年7月の区立児童相談所の設置に伴い、区の事業となった。小児慢性特定疾病に罹患している児童等の療養支援及び自立促進のため必要な事業として、継続して実施する。
妊娠高血圧症候群等医療給付事務	09-02-28	544	1,047	174	325	継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるために必要な事業であるため、継続して実施する。
未熟児養育医療給付	09-02-29	15,070	36,814	13,443	34,821	継続	継続	未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助として必要な事業であるため、継続して実施する。
育成医療給付	09-03-08	1,401	703	594	299	継続	継続	身体に障がいのある児童等の自立支援を目的とする事業であるため、継続して実施する。
療育医療給付	09-03-09	806	404	0	0	継続	継続	結核り患児童の入院費用等を助成する事業であるため、継続して実施する。
合 計		86,886	109,220	78,205	99,746			